

仕 様 書

件 名 財務会計システム等ハウジング 一式

1. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「甲」という。）において運用する財務会計システム及びIT資産管理システム（以下「財務会計システム等」という。）にかかるシステム用サーバ機器等の設置場所の借入れ及び管理運用業務を外部業者（以下「乙」という。）に発注するものである。

2. 設備が具備する要件

- (1) データセンター建物内はコンピュータ専用ビルとし、飲食店・小売店等と同じく、建物内に不特定多数の人員の出入りが無いこと。
- (2) 建物構造が震度7に耐えうる耐震構造若しくは免震構造を備えていること。
- (3) 現行建築基準法及び消防法に規定する耐火建築物であること。また、近隣建物からの延焼被害防止対策を実施していること。
- (4) 自動消火設備は、二酸化炭素、窒素ガス等を使用すること。または、同等の消火設備等を有すること。
- (5) 高感度煙探知装置が設置されていること。
- (6) 排煙設備、防火区画整備等の延焼防止対策を実施していること。
- (7) 機器の管理運用業務にあたり、24時間365日有人監視及び対応ができること。
- (8) 入退室管理は以下の体制を整備すること。
 - ・ 24時間警備員による対応
 - ・ IDカードによる入退室管理
 - ・ 監視カメラでの録画
 - ・ ネットワークの監視なお、甲の職員以外にIDカードを発行する時は、事前に甲の了承を得ること。
- (9) 入室者はその記録を作成し、1か月毎に報告すること。
- (10) 甲で運用中の財務会計システム等に関する機器（以下「機器」という。構成内訳は別紙「ハウジング対象ハードウェア明細」参照のこと。）を鍵付専用ラックに設置し、高品質かつセキュアなインターネット接続環境と運用管理サービスの提供を行うこと。なお、通信回線については100Mbpsのベストエフォート型とし、グローバルIPアドレスを4個以上取得すること。
- (11) 電源は全てUPS設備経由で供給され、UPS設備は並列冗長運転とすること。また、自家発電設備を有し備蓄燃料で20時間以上運転でき、かつ燃料補給により無停止にて連続運転を行うこと。
- (12) 機器設置場所については、アクセス制御がとられていること。
- (13) 空調設備を有し、機器に影響を与えないこと。空調設備は震災時を考慮し空冷式が望ましい。

(14) 設備仕様は以下の条件をクリアすること。

ア スラブ床耐荷重・・・1㎡あたり500kg以上

イ 電源容量・・・・・・・・各機器の消費電力については、別紙を参照のこと。

(15) 別途、財務会計システム等の保守業者からリモートによるソフト保守を行う予定のため、リモート保守用の回線接続に対応できること。なお、リモート保守用の回線接続及び回線使用料については、本調達には含まない。

3. 請負期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

4. 履行場所

ハウジングは関東甲信越地区（東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，長野県，新潟県の1都9県を指す）とする。

5. 財務会計システム等の管理運用上必要な業務の委託

(1) システム運用代行サービス

対象システム

- ・財務会計システム
- ・IT資産管理システム

- ① システム運用代行サービスを実施するにあたり、財務会計システム等の運用に不具合が発生しないようにすること。
- ② 運用手順書，操作手順書を作成し甲の承認を得ること。
- ③ 異常を検知したときは甲指定の場所へ連絡を行うこと。なお，異常の内容については，月次に報告を行うこと。
- ④ 作業報告書を，毎月甲に提出すること。

(2) リモートハンドサービス

対象システム

- ・財務会計システム
- ・IT資産管理システム

甲の職員から指示があった場合，または機器トラブル等を検知した場合，以下のサービスを行うこと。

- ① 機器の電源オフ，オンを行うこと。
- ② 機器のランプ状況，画面状況を報告すること。

(3) メディア交換作業代行サービス

対象システム

- ・財務会計システム

- ① ラック内に設置の二次記憶装置で使用するメディア（LT0）を毎月8回以上交換すること。
- ② メディアはラック内に保管すること。
- ③ 二次記憶装置のクリーニングを行うこと。

(4) 防火区画内メディアサービス

対象システム

- ・財務会計システム

- ① メディア交換作業で交換したメディアを防火区画エリアで保管すること。
- ② 防火区画内でのメディアの保管可能数は6巻とすること。

(5) ウイルス対策

対象システム

- ・財務会計システム

財務会計システムに導入されているウイルス対策ソフトのパターンファイル及びセキュリティパッチ等を随時適用すること。ただし、財務会計システムに関してはインターネットには接続しないため、パターンファイル等の更新については、機器設置場所またはリモートでの手動更新とすること。(IT資産管理システムに関してはインターネット接続環境での運用となるため手動更新の必要はない。)

(6) メディア送付サービス

対象システム

- ・財務会計システム

- ① バックアップメディアのリスク分散を行うため、防火区画内に保管されているバックアップ済のメディアを機器設置場所外の保管場所(以下「別地保管場所」)または甲に月1回送付すること。なお、甲以外の別地保管場所を使用する場合は、その保管場所の維持費用についても本調達に含むこと。
- ② 機器設置場所から甲または別地保管場所にバックアップ済のメディアを送付する際は、甲または別地保管場所に保管されている前月分のバックアップメディアを機器設置場所に送付すること。(機器設置場所にあるメディアと甲または別地保管場所にあるメディアの交換を行う)

(7) SNMPトラップサービス

対象システム

- ・財務会計システム

- ① サーバから通知されるトラップメッセージを監視すること。
- ② SNMPトラップを発生させるメッセージは10メッセージまで登録できること。
- ③ SNMPトラップを検知した場合は30分以内に甲の指定する場所へ連絡をすること。

(8) インターネット回線の監視及び保守

対象システム

- ・IT資産管理システム

- ① 24時間365日、障害等を受け付ける窓口があること。(メール・FAXを含む)
- ② ISPバックボーンまでの回線に関する保守が、24時間365日可能であること。
- ③ 障害を検出した場合は、直ちに甲へ連絡し、障害対応を行うこと。
- ④ 各種障害については、障害報告書を作成し、遅滞なく提出すること。
- ⑤ 障害を検出した場合、障害発生箇所の切り分けが行えるようにすること。
- ⑥ 各種障害に伴い保守作業及び設定変更を行った際は、作業報告書を作成して甲へ提出すること。

(9) 損害の賠償

システム運用代行サービスその他に起因する損害が発生した場合は、乙の責において補償すること。

6. 業務に必要な技術等の要件

- (1) 本業務の作業員は機器に精通し、本仕様書に示した業務を円滑に遂行できる十分な能力を有すること。
- (2) 過去5年以内に当該業務と種類及び規模を同じくする業務を誠実に遂行した実績を有すること。
- (3) (財) 日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO9001の認証又はこれと同等の品質マネジメントシステム(QMS)を有している組織・部門が、その品質マネジメントシステム(QMS)に基づき作業品質の管理を実施することを明確にすること。
- (4) ISO27001認証、または財団法人日本情報処理開発協会が実施している「プライバシーマーク」使用許諾事業者として指定を受けていること。
- (5) データセンターの管理業務について、(財) 日本情報処理開発協会が実施する情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はBS7799の認証を受けているもしくはISO/IEC27001に準拠していることを証明でき、情報セキュリティ管理体系を確立していることを明確にすること。

7. 業務報告および打ち合わせ

- (1) 業務にあたっては、契約締結後速やかに作業内容、日程、納入物等に関する打ち合わせを甲の担当者と行うこと。
- (2) 業務遂行時においては、作業実施の都度作業内容を所定の様式に記録し、適宜甲へ報告すること。また、請負期間終了後は作業マニュアル等甲の指定する納入物を提出すること。

8. 保守体制

- (1) 契約締結後、本業務についての連絡体制図を甲に提出し、了解を得ること。
- (2) 保守要員は原則として乙の社員であること。社員以外の者が従事する場合は、事前に従事者の身元(下請け業者等、他の業者を関与させる場合は、当該業者の名称、所在地等を含む)を明らかにする書面を甲に提出し、承認を得ること。
なお、下請け業者等に本業務を行わせる場合は、本仕様書を十分に熟知させ業務を行わせることとし、乙においては作業日程、機密保持等十分な管理を行うこと。また、本業務の全てを下請け業者等に請け負わせる一括下請けについては、これを禁止する。
- (3) 本業務と同規模のシステム環境整備管理の経験、またはそれに相当する能力を有し、仕様目的に合致した対処を行える専任の作業員を配置すること。

9. 機密保持

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たって知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない。正当な理由があってもやむを得ず第三者に開示する場合も、事前に甲の許可を得なければならない。また、情報の厳重な管理を実施すること。

- (2) 本業務の実施にあたり甲が提供した資料は、原則として全て複製禁止とする。業務上やむを得ず複製する場合は、甲の許可を得なければならず、この場合にあっても使用終了後は複製を甲に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより、機密を保持しなければならない。

10. その他

- (1) 既存機器の搬入に係わる全ての工事費及び既存ハウジング場所からの移設費を本調達に含むこと。
- (2) 機器の設置を円滑に行うため、必要に応じて甲及び既存機器の保守業者と調整を行うこと。
- (3) 機器は改造及び他の装置を接続してはならない。ただし、財務会計システム等に不具合が発生しないことを確認のうえ、書面により甲へ改造及び接続の詳細を提出し、甲が承認した場合は除く。
- (4) 乙の故意または過失により損害が発生した場合は、乙の責により現状復帰するものとする。また、現状復帰に要する費用は乙が負うものとする。
- (5) 機器は、甲の許可無く移動してはならない。
- (6) 本調達に係る電力料金他、一切の費用は乙の負担によるものとする。
- (7) 乙は定められた場所以外に無断で立ち入ってはならない。
- (8) 本業務の遂行にあたっては甲乙両者協議の上、作業範囲及び作業手順を明確にして実施すること。
- (9) 本業務について、請負期間中の業務に関する対応が不備又は未実施の場合は、請負期間終了後においても、乙の負担と責任においてその解決にあたるものとする。
- (10) 「独立行政法人国立高等専門学校情報セキュリティポリシー基本方針」(以下、「ポリシー」という。)の定めに従うこと。なお、請負期間途中でポリシーが変更された場合は、変更されたポリシーに従うこと。また、ポリシーに記述されていない情報セキュリティに関する要件については、甲の指示に従うこと。
- (11) その他、契約についての細目は、甲が定めるところによる。
- (12) 本仕様書に記載なき事項については、甲乙両者協議の上、甲の指示に従うこと。